



## 情報セキュリティ報告書

### 1 基礎情報

企業名称	株式会社エム・オー・シー	
売上高	25億円	
拠点	本社 1、支社 1	
営業形態	直営販売 100%	
上場先	非公開	
認証取得	プライバシーマーク	
発行報告書	特になし	
ステークホルダーとの関係	顧客 株主 取引先 ビジネスパートナー 従業員 環境 地域社会	最重視 顧客を優先 特定先との取引集中 国内製造先 転職率については同業他社と大きな差はない 顧客の要請に応じる ネットワーク中心
セキュリティ専門部署	総合リスク管理室	
アクセス管理	ID管理、入退チェックともに実施	
研修	定期的を実施	
顧客等からの情報開示請求	お客様窓口で対応	
情報漏えいの有無と対応	<ul style="list-style-type: none"><li>情報漏えいの発生はなし</li><li>現在の取組み 社員評価指標として意識付け 現場担当者による発生防止策と改善提案 外部委託先に情報セキュリティガイドを配布</li></ul>	

## 2 経営者の情報セキュリティに関する考え方

### (1) 情報セキュリティに関する取組方針

当社では、金融業界や医療業界を中心とするソフトウェア開発の立場から社会の発展を支えるべく、日々努力しております。当社の競争力の源泉は、当社の伝統であります「誠実さ」と「粘り強さ」で勝ち取った信頼にあり、その信頼を裏切ることなく進めてきた事で、他には真似のできない「まかせられる企業」の地位を築いていると自負しています。

従って、当社においては信頼が生命線であり、お客様から頂戴した情報の適切な管理と保護は、当社の地位を守るために、また会社と従業員を守るために、さらにはお客様や株主の皆様利益を守るためにきわめて重要な取組みであると考えております。そこで、当社では、各種重要情報の管理・保護を現場レベルで徹底することを基本方針として位置付けるとともに、次の2つの目的のために本報告をとりまとめました。

- ① 情報の管理・保護に関する当社の基本方針を従業員や取引先等関係各位に対して明示し、意思統一を図るとともに、自らの問題としての自覚を促す。
- ② お客様と株主の皆様利益を第一に考え、そのための適切な取組みがなされているということを御理解いただく。

当社が、重要情報の管理・保護に関する基本方針に則り、適切に情報セキュリティ対策に取組むことをお約束します。

2014年12月9日

株式会社エム・オー・シー

代表取締役社長 南 和俊

## (2) 対象範囲

- ① 本書で対象とする情報、情報システムは、次に掲げるものとする。
  - 対象となる情報は、文書および電子化されたデータを含み、会社が作成した文書や開発成果物のほか、作成途中の文書や開発中間生成物、一般的に公開されていない技術情報、財務情報、顧客情報および個人情報等を含む。
  - 対象となる情報システムは、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのほか、運用管理および保守に必要な文書等も含む。
- ② 本書は、前項に掲げる情報および情報システムを取り扱う全ての従業員に適用する。ここでいう従業員は、経営陣、正社員、派遣社員等を含む。

### 3 情報セキュリティガバナンス

当社が取り組むべき情報セキュリティの適用範囲は、情報システムにとどまらず、文書管理や従業員の雇用契約まで含めて考えなければなりません。

そこで当社では、2014年4月、情報セキュリティ問題について全社横断的に取り扱う「セキュリティ統括責任者」(CSO: Chief Security Officer)を設置するとともに、CSO直属の部隊として「総合リスク管理室」を立ち上げました。

総合リスク管理室は、企画本部、事業本部と協力し、情報セキュリティに関する諸問題の解決に取り組んでいます。

総合リスク管理室のミッションは、以下の3つです。

1. プロジェクト管理
2. コンプライアンス管理
3. 財務管理

#### 4 情報セキュリティ対策の実績、評価

2014年の主な取組みとして、以下の3項目が挙げられます。

##### (1) 情報セキュリティに関するガイドラインの策定

近年のトラブル事例として、外部委託先からの情報漏えいがあります。そこで当社は、これまでの契約管理による対応に加え、日常の業務で注意していただきたい事項をまとめた情報セキュリティガイドを策定し、契約時に協力会社様への配布をはじめました。これにより、各従業員の情報セキュリティ意識を高め、また情報セキュリティ対策を統一することでリスク軽減を目指します。

また、当社社員に対しても、年2回実施される全社合同の会合で情報セキュリティガイドを配布します。

##### (2) 情報セキュリティ教育の実施

情報セキュリティの観点から最も扱いが難しいことは、従業員の知識をどのように統制するかです。現在は、雇用契約における記載に、情報セキュリティに係る誓約を盛り込み、離職時の情報利用について制限を加えています。

また、当社社員に対し、情報セキュリティが自らの問題であることについて自覚を促し、適切な情報管理の実施を進めるため、次の教育を実施しています。

1. 部単位の会合で、具体的な事例を含めた注意喚起（毎月）
2. タイムリーな情報セキュリティ関連ニュースの配布（毎月）
3. セキュリティ講習会の実施（年2回）

その他の研修プログラムの策定も随時進めています。その際、ルール遵守こそお客様と自分自身を守る方法であることを説明し、情報セキュリティに関する知識不足からトラブルを招くことがないように、当社社員全員が受講することを想定しています。

さらに、協力会社様についても、同様の研修の実施を要請していきます。

##### (3) セキュリティ管理体制の見直し

よりセキュリティの強固な企業になるべく、セキュリティ管理の見直しを進めています。

## 5 第三者評価・認証等

当社は、個人情報保護のプライバシーマーク認証を既に取得しておりますが、情報セキュリティの国際規格でもある I S M S 適合評価制度に基づく認証取得に向けて、検討準備作業を進めます。

以上